

第75回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会 議事概要

- 1 日時
令和5年7月21日(金) 午前10時～午前11時
- 2 場所
ZOOMによるWEB会議形式
- 3 出席委員
齊藤委員長、早坂副委員長、小川委員、宮西委員
- 4 報告事項
 - (1) 公共調達について
 - (2) 令和4年度県発注工事の状況について

【質疑応答及び意見】

- 1 委員：資料1の「公共調達について」のうち、「2ダンピング対策」の調査基準価格等について、一般管理費の数値が改定されているが、この数値は適正なのか。
- 事務局：数値については国の審議会である中央建設業審議会で議論がされており、国から勧告がされている。中央公契連という国の省庁で横断的に組織された協議会のなかで採用された数値を県は採用している。
- 中央公契連の議論の中で、今回の改正は、最低限必要な金額ということで整理されていると伺っている。
- 2 委員：県で独自で決めたのではなく、他の自治体もこの基準を使っていると考えるよろしいか。
- 事務局：埼玉県は中央公契連の数値をそのまま採用している。他の自治体については、同じ数値を採用しているところが多いが、違う自治体もある。
- 3 委員：資料1の「公共調達について」のうち、「2ダンピング対策」の中の調査基準価格等の平均設定率と平均落札率の推移につい

て、平均設定率が90%前後で推移しているのは、他の都道府県と比べて高い水準になるのか。

事務局： 他の都道府県と比較したことはないが、他の自治体においても中央公契連モデルの計算式を採用していれば、埼玉県と同じような状況となると考えられる。

-4 委 員： 資料1の「公共調達について」のうち、「2ダンピング対策」の中の調査基準価格等の引き上げにおける設定範囲0.75～0.92とはどの数値を示しているのか。

事務局： 調査基準価格等の算定式により算出された金額が、予定価格×0.75より下回ってしまった場合、若しくは予定価格×0.92を上回ってしまった場合は、その下限値(0.75)、上限値(0.92)にまで戻すことにしている。

-1 委 員： 資料1の「公共調達について」のうち、「2ダンピング対策」の部分であるが、低入札価格調査の対象になった案件のうち、排除できた割合はどのくらいなのか。

事務局： 低入札契約率の推移のグラフのとおり、調査基準価格を設定した入札で調査価格未満の契約を結んだ案件は、近年だと数パーセントである。このため、残りは全て排除ということになる。

-2 委 員： 資料1の「県内企業の受注状況」のうち、「令和4年度業種別県外企業受注状況」の部分について、設備工事については、県内での受注が難しいことは理解したが、このことに関して、今後県は何か対応していくのか。

事務局： 技術習得型JVとして、大手企業を代表構成員にし、その下に県内の企業を構成員とすることによって技術を習得してもらう契約を行っている。そうすることで、将来的に県内企業が単独で工事を受注できることを目指した取り組みを行っている。

-3 委 員： 資料1の「近年の主な入札契約制度の改正等」のうち、「建設工事の競争入札における1者入札の取扱いについて」の部分であるが、地域要件を緩和させるなどの対応で1者入札にならないような状況をつくることはできないのか。

事務局： 発注の時期によって技術者に余裕がある時期と余裕がない時期があるため、応札者が少ないことがある。このため、地域要件に

については、基本として工事場所がある単位地域とこれに隣接する地域としているが、応札者が少ないと見込める場合には、発注状況を見て、発注機関が判断して地域要件を広げるといった取り組みもあわせて行っている。

5 審議事項及び結果

令和4年度県発注工事に係る次回以降の審議事案の抽出について

下記(1)から(3)の考え方にに基づき案件を抽出する。

(1) 入札結果等を踏まえた抽出

低入札価格契約案件や落札率が高い案件、随意契約のうち金額が高額なものなど確認の必要がある案件を抽出。

(2) 合計の案件数は、近年の契約件数が2,500件程度で推移していることを考慮し、例年と同様に7件とする。

(3) 入札方式別で案件数を調整する。

件数の9割を占める一般競争入札から4件

- ・一般競争入札（総合評価）低入札価格案件
- ・一般競争入札（総合評価）実績重視型案件
- ・一般競争入札（価格競争）地域の守り手育成型案件
- ・一般競争入札（価格競争）1者入札案件

指名競争入札から1件

随意契約のうち第1号（250万円以下の工事）以外のものから2件

【質疑応答及び意見】

-1 委員： 抽出工事一覧表（案）の番号4の工事について、そもそも一般競争入札工事は、1,000万円以上ではなかったか。また、それほど高くない金額であるが、1者入札はこれしかなかったのか。

事務局： 一般競争入札の拡大ということで、現在工事では500万円以上が対象となっている。また、1者入札については、他の案件もあったが、審議する箇所や工事の発注部局などバランスを見てこの案件とした。

令和4年度県発注工事に係る次回以降の審議事案の抽出について、審議の結果下記のとおり決定した。

【抽出工事一覧】

・総選除)022水整第709号 大久保浄水場生物活性炭吸着池基礎杭その2
工事

(一般競争入札(総合評価)、水道整備事務所)

・(ゼロ債務)総実加)舗装指定修繕工事(狭山台工区)

(一般競争入札(総合評価)、川越県土整備事務所)

・北部流域処理場4号焼却炉土木工事(2工区)

(一般競争入札(価格競争)、荒川左岸北部下水道事務所)

・22017本庄保健所大会議室棟ほか改修工事

(一般競争入札(価格競争)、管財課)

・道路築造工事(R4 3工区)

(指名競争入札、八潮新都市建設事務所)

・橋りょう修繕工事(上野本陸橋外4橋仮設工)

(随意契約(随契2号)、東松山県土整備事務所)

・河川改修(水辺)工事(元荒川護岸修繕工)602

(随意契約(随契8号)、熊谷県土整備事務所)

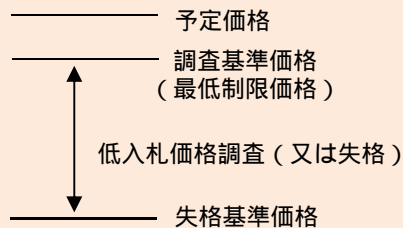
1 公共調達改革の主な取組



2 ダンピング対策

調査基準価格等の適切な見直し

- 公共工事における品質低下と下請けへのしわ寄せを防止するため、調査基準価格等を設定
- 公契連のモデルを適用し、最新モデルを活用



R4.4 ~ 調査基準価格等の引上げ

【算出式】

直接工事費 × 0.97
 共通仮設費 × 0.90
 現場管理費 × 0.90
 一般管理費 × **0.68**
 設定範囲0.75 ~ 0.92

失格基準の適切な見直し

失格基準価格を調査基準価格に近付けることにより、制度の実効性を確保

R3.12 ~ 失格基準価格を引上げ

【調査基準価格 - 失格基準価格 (ポイント差)】
 (見直し前) (見直し後)
 約20pt 約10pt (国と同水準)

低入札における契約条件の厳格化、監督の強化

- 不履行への対応強化
- 手抜き工事防止

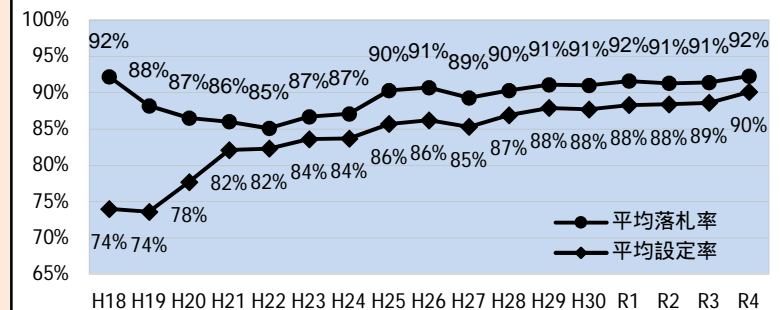
【契約条件の厳格化】

- 追加技術者の配置
- 契約保証金の増額 (1割 3割)
- 前払金の減額 (4割 2割)

【監督・検査の強化】

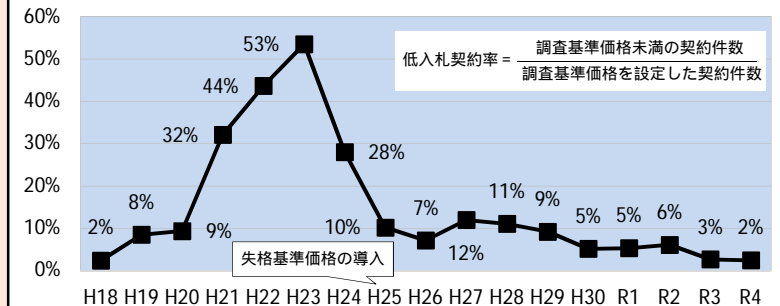
- 追跡調査の実施 など

< 調査基準価格等の平均設定率と平均落札率の推移 >



落札率は高水準で安定

< 低入札契約率の推移 >



低価格契約率は低水準で推移

1 基本的な考え方

公共工事の県全体の発注方針である「埼玉県公共事業等施行方針」に基づき、県内企業にできることは全て県内企業に発注することを基本として、公共事業の執行に努めている。

2 県内企業の受注機会確保のための主な取組

分離・分割発注の推進

入札における公平性、競争性が確保される範囲内で、可能な限り分離・分割発注を推進

地域要件の適切な設定

県内企業の受注機会が確保できるよう、企業の所在地要件を設定

総合評価方式の実施

優秀工事表彰、地域の諸事情に詳しい地元企業やボランティア活動及び災害防止活動の実績を評価

JV限定入札の実施

「技術力や資金力の結集等による効果的施工が確保できる工事」（概ね15億円以上、工期20か月以上、総合評価方式、一体不可分の工事など）において、JV限定の入札を可能とした。

- ・令和3年2月 県東部地域特別支援学校（仮称）新築工事において初めて実施

JV工事における施工実績の適正な評価

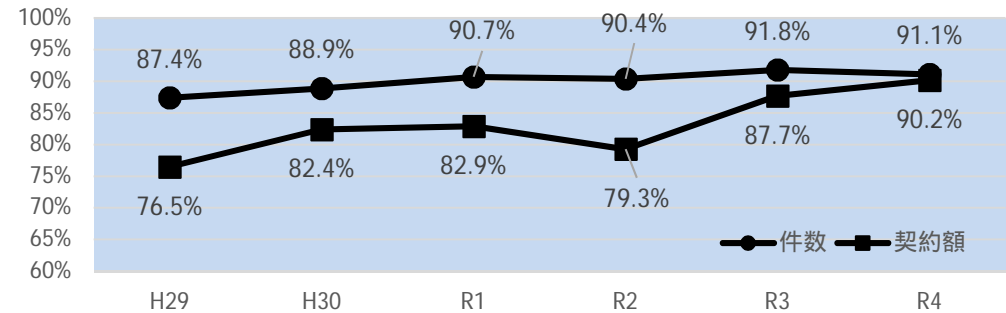
令和2年10月 JVの施工実績に係る運用指針の策定

【JV工事で施工した実績の評価方法】

- (1) 施工実績として契約額を求める場合
JV構成員の契約額 = JV契約額 × 出資割合
- (2) 施工実績として施工量を求める場合
JV構成員の施工量 = JV施工量 × (構成員の出資割合 / 代表構成員の出資割合)

3 県内企業の受注状況

県内企業の受注状況の推移



R4年度は契約額ベースでの県内受注率が約9割まで上昇

【上昇要因】

- ・ R3年度からの国土強靱化のための5か年加速化対策による土木工事費の増額
- ・ 浄水場の高度浄水施設整備など複数の大規模工事における県内受注額の増額 (JV限定工事の活用)

令和4年度業種別県内受注率

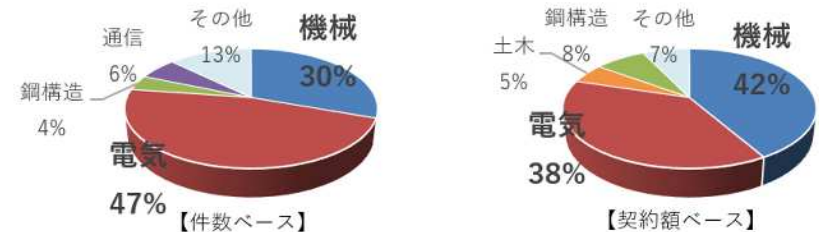
()内は、R3年度

	土木	建築	設備	全体
契約件数	99% (99%)	100% (98%)	60% (62%)	91% (92%)
契約額	99% (96%)	100% (100%)	46% (52%)	90% (89%)

土木：土木+とび土工+舗装 設備：機械+電気

業種別では設備工事の県内受注率が低い傾向にある

令和4年度業種別県外企業受注状況



県外企業が受注している工事は、設備工事（電気、機械）が件数ベース、契約額ベースともに8割

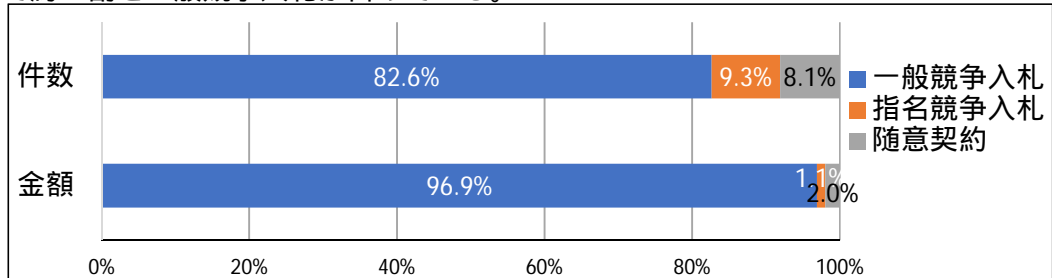
令和2年2月1日から令和5年3月31日までに適用した入札契約制度の改正等

適用年月日	制度名	改正等概要
令和2年2月1日以降の公告等	地域の守り手企業育成型の一般競争入札の試行	入札参加条件として「県との災害防止活動等協定等締結」及び「県の発注工事实績又は県の除雪業務契約実績」を規定 応札可能者を10者以上とする
令和2年10月1日以降の公告等	埼玉県共同企業体取扱要綱	大規模な工事において、混合入札(単体とJVが参加)を原則 実施から実施可に変更
令和2年10月1日から適用	特定JV工事の施工実績に係る運用指針	特定JVとして施工した工事の施工実績を評価するための基本的な手法を策定
令和3年2月15日以降の公告等	建設工事の競争入札における1者入札の取扱いについて	一般競争入札における1者入札を限定的な執行から原則執行に変更
令和3年12月1日以降の公告等	埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領 建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準	失格基準価格、数値的判断基準を算出する際に、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に乗ずる係数の変更
令和4年4月1日以降の公告等	埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領 埼玉県建設工事等最低制限価格制度実施要領 建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準	調査基準価格、最低制限価格を算出する際に、一般管理費等に乗ずる係数の変更
令和5年2月1日以降の開札	建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い	対象とする案件の拡大、「不備な内訳書」の判断基準の厳格化

令和 4 年度県発注工事の状況について

1 入札方式別

設計金額 5 百万円以上は一般競争入札を基本としており、件数で約 8 割、金額で約 9 割を一般競争入札が占めている。



入札方式別 執行状況（平成 29 年度～令和 4 年度）

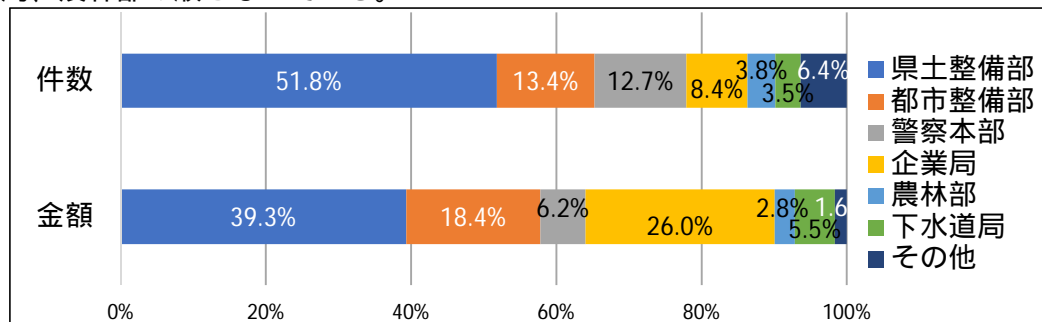
年度	一般競争		指名競争		随意契約		合計 (件)
	件数	率	件数	率	件数	率	
H 29 年度	1,965	79.8%	295	12.0%	201	8.2%	2,461
H 30 年度	1,972	83.6%	224	9.5%	164	6.9%	2,360
R 元年度	1,987	77.2%	317	12.3%	270	10.5%	2,574
R 2 年度	2,037	81.3%	227	9.1%	242	9.7%	2,506
R 3 年度	2,269	86.3%	208	7.9%	153	5.8%	2,630
R 4 年度	2,043	82.6%	229	9.3%	200	8.1%	2,472

2 発注機関別

件数、金額ともに県土整備部が最も多くの割合を占めている。

件数別では、県土整備部に次いで、都市整備部、警察本部、企業局、農林部、下水道局の順となっている。

金額別では、県土整備部に次いで、企業局、都市整備部、警察本部、下水道局、農林部の順となっている。



3 業種別

件数別では、土木、とび、電気、舗装、建築、管、機械の順となっている。
金額別では、土木、とび、電気、建築、舗装、管、機械の順となっている。

